

漁業村落内における

二つの流れ

——本年課題によせて——

勝又 猛

「研究通信」35号において福武会員は、本年の課題がこれまで以上に実践的な意味をもたなければならぬことを強調され「五つの問題点」を上げておられる。「政治と農民」の問題を追求するときまさしくいづれも重要な問題点ではなからうか。

そこで、本年の課題を考えながら昨年から本年にかけて調査したいくつかの漁村・農村から得たささやかな体験を通してこれらの問題を考へてみることにしたい。もちろんこれらの調査結果は後日分析・検討を加え年内に発表予定のものもあるので、調査記録の羅列以上のものでないことを深くお詫びしなければならぬ。

農政をうけとめる農民の姿を町村の段階から、さらに部落の段階に下げて、そのインテリゲンチヤ・システムを報告の重点におくことにする。

○部落内の二つの流れ

伊豆半島の先端地域は遠洋漁業に漁民の大半が出かける漁村と夏場の暇漁に年間収入のすべてをかける漁村とが多い。松崎町E部落は後者の類型に属する漁村である。主要生産物は天草採取で、東海岸、白浜部落と並んで伊豆天草生産の双肩であるといわれ、最近の生産高は白浜より優位にある。

現在（昭和三四年八月）経営体は(1)潜水機によるものH隻—21世帯—（但し2隻は交互に「マンガ」はづしに就業するため9隻となる）、(2)マンガ船は83隻、(3)海女（タンポ）（通年）3人となつてゐる。

こうした漁業部落における漁業協同組合の経営を特に問題として取上げなければならぬ。漁協の内規から若干の問題を拾つてみる。

- (1)操業の制限、海女の保護区域として地域を指定して干潮時水深四尋以内を設定している。マンガ船の操業指定区域内に潜水機船の入域を厳禁している。但しマンガ船は潜水機船の操業区域内で自由に操業できる。
- (2)境界の採取方法 出漁日数は三日間隻数を三分し、三日間に一日宛出漁する。マンガ業者は一世帯につき二人以内。

水ヶ下海区の出漁は浜監督の指示により割りする。

- 漁し、午後のごとは漁協役員に一任する。
- (3)繁殖保護としての休漁規定
一番草の終期を出漁者の意見を聴して決定し、二番草の再開迄休漁とする。
 - (4)二番草再開の時期は漁協役員に一任する。
 - (4)ほら漁との調整—前文略—細部は網組合、漁協各役員に一任する。
 - (5)取歩について 概算払取歩は後刻近隣の状況を観察の上決定することとし、その額は漁協役員に一任する。
 - (6)出漁人員並使用漁船の制限
一日一世帯の出漁者は三人迄とし、使用漁船は共同経営を含めて一世帯一隻以内とする。
 - (7)出船時の調整 —以下略—
 - (8)新規企業の認可 —以下略—
 - (9)潜水器の企業と使用台数 企業台数十一台 使用台数九台（一日）
この外、生草の海域について、マンガ外しについて、共同寄草、寄草禁解、寄草特殊海域について、寄草漁場の抽籤制について、寄草の場合の潜水器の特例について、寄草の細部事項について、等も定められている。
- 昭和二十八年より定められた出漁人夫一戸三名の制限、一戸一隻などの生産活動の制限を監督し、生草の乾燥、包装、入札、販売などすべて漁協の経営によるわけである。し

か、利潤配分、倉庫従業員一四〇名一の資金支払など一切のマネイジが主に漁協役員に一任されている。

海上輸送一本に傾る辺地E部落の村落生活は、まさに生産・消費生活の中樞をこの漁協に託している現状である。

当然のことながら、漁協役員員の椅子をめぐつて、この部落の支配構造は変貌してきた。組合長、理事、監事、浜監理、船世話人など十一名の漁協役員のリリーダー層がトップに地位付けられ、旧来の旧家、本家層によるリリーダー層は生産部門のリリーダー層によつて交替を余儀なくさせられた。しかし、これら新しいリリーダー層は必ずしも上層漁家ではない。これは生産を制限する内規——この部落の漁業の基本規定——が妥当のものであつて、これを認めること、または厳守することを強く要望する漁民層の代表者によつて占められる。他方、新しい技術を導入して生産向上を目指し、自由意志を望む上層漁家との対立がみられるわけである。こゝに漁場共有と個別経営体の諸問題から派生する地先漁村の支配構造を規定諸条件が考えられるわけである。現在までこうした漁民層の分解をコントロールしてきた漁協が当面する政府の水産新政策をどう受け入れるかが問題となる。

政府の打出した、(一)沿岸漁業総合振興対策、

(二)中小漁業経営安定対策の内容が弱小漁家の転業を意図し、沿岸漁業構造を根定から変革させるであろう。特に(一)については、「漁業調整組合制度を創設し、許可制度の運用と相まつて、休漁期間の設定、積載数量の制限など漁業者による生産調整を実施する、さらに生産調整を容易にするため漁業調整基金を設ける」と構想している。転業資金の貸付制度、漁業調整基金をめぐつて、漁民一人一人が水産新政策の網にどのようにかゝつていくであろうか、やがて漁民層分解が必然的に前述漁村などにも現象するであろう。再転、三転するであろう漁村の支配構造なり、リリーダー層の性格なりも、水産新政策の嵐をどのように受けとめ、どのような姿に変るかが問題である。この問題を敷衍すれば、水産新政策が漁村の過剰人口——自立しえない漁民——を他産業に転業させることによつて漁業構造を改善し、沿岸・浅海漁業の振興化を図るといふ。これは少数漁民による生産性の向上を意図する、淘汰政策である。これら政策をめぐつてE部落の漁民はどのように変わるであろうか、現在のリリーダー層を握る漁協役員員の指導理念と背反する第一の問題は

「近代的養殖業および生産性の高い漁船漁業を中心とした近代的漁村を建設し、沿岸漁業の産業化を確立していく」といふ政府の方針

に対してである。具体的施策をみなければ一概にいえないとしても、現在当面する漁村の問題として、特に該漁協役員層の組合員指導方針との対立は必至であろう。むしろ、現在の役員層の漁協運営を心よしとしない上層漁家を含む漁民——約四割をいう——が水産新政策を歓迎するところではないだろうか。第二の問題は転業資金、運用資金の政府貸付資金をめぐる問題である。役員層にして生産財購入資金の貸付制度を利用すること、生産財購入資金の貸付制度を利用すること、にやぶさかではない。現在の立場を利用して漁家経営の体質改善を試みる可能も大きい。ギリギリの線で均こうを保つてきた生産制限もこのような事態を招来しては根底からゆさぶられることは必至とみなければならぬ。このような第一の意識の問題と第二の行動の問題の対立抗争が水産新政策の名のもとに末端漁協の段階においても近き将来の問題となるであろう。

そこで、「近代的漁村建設」の構想はE部落の上層漁家にとつても魅力であるし、貸付金制度に多大の関心をもつ漁協役員層をも牽引していくことになるのではなからうか。

こうして、二つの流れは水産新政策という見えざる網に一網打尽にくくられていくのではなからうか。

他面、従来の沿岸漁業振興対策事業である

漁漁場の改良、人工採苗施設、共同利用加工施設などは一体どうなつたであろう。K部落も角名投入を行つてはいるがこうした旧來施策に全く目を覆い、新しい施策に目をうばわれている間にフルイにかけられた脱落漁民が続出することになる。こうした漁民をいかにするか、具体的な新政策こそ、そこに打出されなければならないではなからうか。

K漁村の「漁民と政治」の問題を考えたとき漁協と上層漁家二つを含むかゝる辺地漁村の一つのメカニズムもあつけなく、見えざる網にひづくられ、こゝに投票という重大な政治への参与が水地に帰するようなことであつてはならないであらう。危惧するところは農村・山村にも無数にあることだけは、ささやかな体験だがいつも知らしてくれる。

〔附記〕これと比較して北海道南地方N町E部落の対流する『二つの流れ』をも加える予定であつたが紙幅の関係で後日発表される予定であるのでそれに詳細を譲る。

町議、農委、農協理事の選出を契機として顕在化する支配構造は旧地主・親方層——イツケ・マキを中軸とした——に代る新興上層農家層の胎頭にからみ、農協青婦人層が対抗して農委・農協理事を当選させている。これらのインターナル・システムの交

流過程がどのようなメカニズムを形成してきたかを問題にし、農協・普及所などのかわり具合をみていく予定であつた。

また、宮城県北K町O部落の氏神の祭祀組織が部落体制にそのまま移行している部落とか、仙台市近郊I部落の契約構は部落を包含した各組織を内部的に位置付け、市政、農協指導事業なども部落段階は契約議長を通して各組織・集団に流れてくる。したがつて農政の滲透も部落ぐるみの契約講において屈折自在に交容するこゝろした、部落は一つなり、という村落の二・三事例をも紹介して、本年度の課題に期待する一會員の問題を列記してみたのである。